

## 高知県公立大学法人運営費交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県公立大学法人運営費交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 県は、高知県公立大学法人（以下「法人」という。）の業務の財源に充てるために必要な金額を予算の範囲内で交付する。

### (交付基準額)

第3条 県は、その業務運営に要する経費として、法人の収入（学納金等自己収入及び外部資金を含む。）と支出との差額に基づき交付金を交付する。

### (交付金の交付の申請)

第4条 法人は、交付金の交付に当たり、別記第1号様式により交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 法人は、交付された交付金の金額を変更しようとするときは、別記第2号様式により交付金変更申請書を知事に提出しなければならない。

### (交付金の交付の条件)

第5条 交付金の交付の目的を達成するため、法人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付金事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 交付金事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 交付金事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定められている耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (5) 交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付金の決定)

第6条 知事は、交付金の交付及び金額の変更を決定したときは、別記第3号様式により法人に通知するものとする。

(交付金の概算払)

第7条 交付金は、概算払を行うことができるものとする。

2 法人は、交付金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式により請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 実績報告は、地方独立行政法人法第28条第1項の規定に基づき行うものとする。

2 法人は、第5条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 法人は、第5条第5号ただし書の規定により交付申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 法人は、交付金事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 交付金事業又は法人に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(附 則)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。